

〔法務省認証〕

マンションADRのご案内

～ マンション紛争解決センターによる「マンションADR」のご案内をいたします～

I ADR (Alternative Dispute Resolution : 裁判外紛争解決制度)とは

ADRとは、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、当事者双方の言い分を聞きながら、専門家としての知見を生かして、柔軟な和解解決を図るものです。裁判によることなく、話し合いで解決したいという場合に有効です。

II マンションADRについて

① 対象となる紛争範囲は

マンション生活の中で起こる区分所有者等や管理組合が関わる問題が対象です。

② 裁判とどこが違うのですか

当事者間の対話を促進することにより、平和で円満な解決を導くところにあります。

	裁 判	マンションADR
実施の主体	裁判官	ADR実施者(マンション管理士)
秘密の保持	公開	非公開
手続きの進行	民事訴訟法に従った手続き進行	マンションADR規則による柔軟な手続き
費用	裁判所の訴訟費用+弁護士費用	申込手数料、期日費用及び合意成立費用
強制執行力	あり	なし

③ どこで実施するのですか

マンション紛争解決センター内です。当事者の合意により、任意の場所も選択できます。

④ 調停者は誰が努めるのですか

(一社)日本マンション管理士会連合会所属マンション管理士(ADR実施者)が調停役となります。

⑤ プライバシーや秘密は守られますか

マンションADRは非公開で行われます。プライバシーや秘密などはきちんと配慮します。他人に知られることなくトラブルの解決を図ることができます。



III マンションに関するトラブルの例

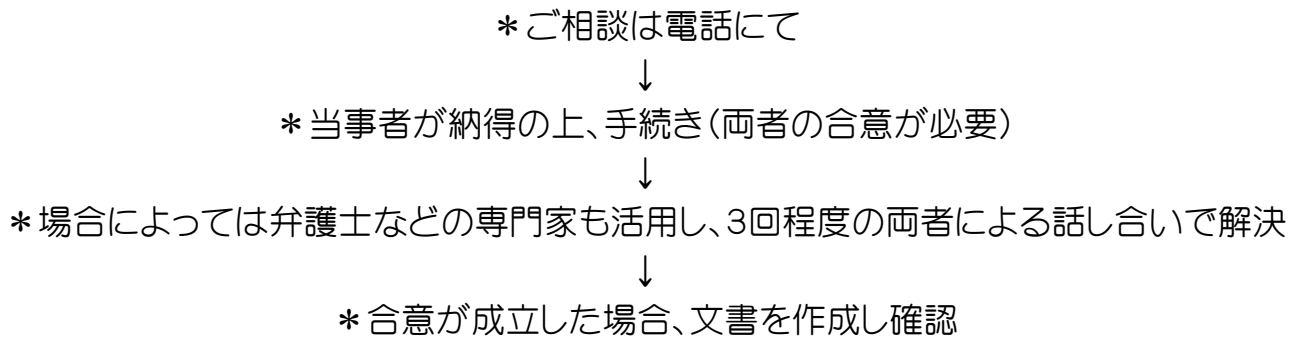
- ① マンションに関する管理組合員間のトラブル
理事会内のトラブル
- ② ペットや音のトラブル
- ③ 管理費や積立金の未収のトラブル
- ④ マンション内商業施設や近隣とのトラブル
- ⑤ 脱法民泊をめぐるトラブル
等々

IV 本制度のメリット

- ① 当事者の話し合いとその合意で納得できる問題解決を図り、場合によっては弁護士等専門家のサポートも受けることができます。
- ② 手続きが簡単です。
- ③ 裁判と比較し、安価です。(手数料参照)
- ④ 非公開で行なわれる為、プライバシーや秘密などにもきちんと守られます。



V マンションADRの手続きの流れ



VI マンションADRの手数料

ADRの概算費用(平成30年8月現在)		
	申込者	応諾者
申込金	30,000円	———
※応諾予定者がADRに応じない場合及び応諾予定者の応諾前に申込者がADR開始前に申込を取り下げた場合は、申込金の半額から振込手数料を差し引いた金額が返金されます。		
マンションADR(1回毎)	5,000円	5,000円
合意成立費用	10,000円	
その他費用		
センター以外の場所で実施する場合の費用として		
交通費	実 費	
宿泊費用(1名)	15,000円	

書類閲覧・コピー	
閲覧	500円
コピー(カラー)	50円/1枚
コピー(モノクロ)	20円/1枚
※当センターへ振込みの場合の振込手数料及び当センターから振り込む場合の振込手数料は、申込者又は応諾者のご負担です。 ※上記の金額には消費税は含まれておりませんので請求の際は、消費税を含め請求させていただきます。 ※費用の詳細は申込時又は応諾時の重要事項の説明の際にご確認ください。	

VII マンションADRの連絡先



〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-3-8 神田ビル5階

(一社)日本マンション管理士会連合会

マンション紛争解決センター (法務省認証第157号)

TEL. 03-5839-2841

平日10:00~12:00 13:00~16:30

info@nikkanren.org FAX:03-5825-4085

※「マンション紛争解決センター」、「マンションADR」は、(一社)日本マンション管理士会連合会の登録商標です。